

京都市教育委員会専門委員設置要綱

1 設置目的

京都市教育の推進に関し、専門的かつ学術的な識見に基づく指導助言を得るため、京都市教育委員会に専門委員を設置する。

2 身分

専門委員は、地方公務員法第3条第3項第3号に定める特別職の非常勤嘱託員とする。

3 勤務条件

- (1) 専門委員の報酬等については、別に定める。
- (2) 専門委員の勤務場所は、教育長が指示する場所及びその他執務に必要な場所とする。
- (3) 専門委員の勤務は、非常勤とし、必要に応じて随時勤務するものとする。

4 補則

この要綱に定めるもののほか、専門委員の職務等に関し、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年11月24日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 この要綱の施行の日における専門委員に関する要綱は廃止する。